

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2024-11

ハイライト：

ソウル行政法院 2024. 8. 23. 宣告2023GUHAP90392[品目製造停止処分取消]	1
COWAY「氷(製氷機付き)浄水器の知的財産権侵害」…相次ぐ法的対応	4
ピングレ、メロナ・メロンバーの剽窃民事訴訟で敗訴…控訴状提出	5
女性・学生の特許出願件数が4年間で約1200件減少	6
ガソリン車のように電気自動車を3分台で充電	7



特許判例

ソウル行政法院 2024. 8. 23. 宣告
2023GUHAP90392[品目製造停止処分取消]

ビールの商標 BEURRE (フランス語でバターの意)の表示、違法でない

(1) バターが原材料として含まれないビール及びハイボール製品に表示した事案

(2) 食品医薬品安全処は、「製品の製造・販売にあたり原材料を表示する際には、事実と異なる内容で表現する表示をしてはならないが、これに違反してバターを原材料に使用していないにもかかわらず、主表示面に表示した」という理由で、「BEURRE」を食品

等の表示・広告に関する法律(以下『食品表示広告法』)により15日の品目製造停止処分とした。

(3) これを不服とした行政訴訟判決の要旨-「虚偽・誇大表示」したとは見難い。

(4) 制裁的行政処分は、同処分で定める制裁期間の経過によりその効果が消滅したものの、部令(省令)である施行規則又は地方自治体の規則の形式で定める処分基準において、制裁的行政処分(以下『先行処分』)を受けたことを加重事由又は前提要件として、将来の制裁的行政処分(以下『後行処分』)を行うことを定めている場合、その法令の定めるところにより、先行処分を加重事由又は前提要件とする後行処分を受けるお



それが現実的に存在する場合には、先行処分を受けた相手方は、たとえその処分で定めた制裁期間が経過していたとしても、その処分の取消訴訟を通じて、かかる不利益を排する権利保護の必要性が十分認められると言えるので、先行処分の取消しを求める法律上の利益がある（大法院2006. 6. 22. 宣告2003DU1684全員合議体判決参照）。

(5)「虚偽・誇大表示」とは、事実と異なる表示をしたり、事実を過度に誇張した表示をすることにより、消費者の誤解を招きかねないもので、公正な取引秩序を乱す恐れがある表示をいう（大法院2014. 12. 24. 宣告2012DU26708判決等参照）。一方、一般の消費者は表示で直接表現された文章、単語、デザイン、図案、音又はこれらの結合によって提示される表現だけでなく、間接的に暗示している事項、慣例や通常の状態等も総合して全体的・究極的な印象を形成することになる。従って、消費者を欺いたり、消費者の誤解を招く恐れがある表示であるか否かは、通常の注意力を有する一般の消費者が、その表示を受け入れる全体的・究極的な印象を基準にして客観的に判断しなければならない（大法院2013. 6. 14. 宣告2011DU82判決、大法院2017. 4. 7. 宣告2016DU61242判決等参照）。

(6)「BEURRE」が、食品表示広告法第8条第1項第4号に違反して「虚偽・誇大表示」を行ったとは言い難く、他にこれを認めるに足る証拠がない。本事件の処分理由は、その文字がフランス語で「バター」を意味することにあるとみられるが、韓国におけるフランス語の使用状況や、これに対する一般的な理解の程度等を考慮すると、万一、本事件の各製品がいわゆる「バタービール」、「バターハイボール」と宣伝されていなかったならば、殆どの消費者にとって、この単語がフランス語で「バター」を意味すると容易に認識されなかったと思われる。上記のような事情や本事件の各製品の全体的な形態等に鑑みると、通常の注意力を有する一般の消費者が本事件各製品の「表示」のみでバターが本事件の各製品の原材料として使われていると誤って認識したり、認識する恐れがあるというのは困難である。

「商標侵害」を知りつつもまた侵害、 初の「懲罰的損害賠償」認める… 判決文を見ると

KBS(韓国放送公社)は、2023年末に乳幼児の菓子を作る中小企業 imeal が、数年に亘り使用してきた「アイミル」という商標が、同業界屈指の企業である ILDONG foodis(以下『ILDONG』)に盗られたも同然だという

ニュースを伝えた。

当時、imealは民事損害賠償訴訟の1審でILDONGによる商標侵害が認められたが、ILDONG側はこれに従わず、その後の控訴審でも imealは再び勝訴し、ILDONGによる商標侵害が認められた。特に今回の判決は、中小企業が大企業を相手取った商標侵害訴訟で初めて「懲罰的損害賠償」が認められた点で大きな意味がある。

控訴審では、1審で策定された損害賠償額の5億ウォン(約5,500万円)よりも高い7億ウォン(約7,800万円)が認められた。

以下、imealとILDONGとの間の控訴審判決文から詳しい内幕を探る。

■「1審で侵害認定されたのに」長びく訴訟により被害企業が枯渇する危機も

ILDONG側の商標権侵害は2018年から始まった。

imealは、2012年に「アイミル」という商標を出願して乳幼児の菓子を販売してきたが、その6年後の2018年、ILDONGの「アギ(赤ちゃん)ミル」という商品が、食品医薬品安全処の告示により名称を変えなければならない状況となり、「アイミル」という同じ商品名を使うようになった。6年間、社員と共に開発し販売してきた商品が、一夜にして「大企業の偽物」という扱いを受けるようになり、売上は激減した。

結局、imealは3年間に亘る特許法院での訴訟の末、2021年6月に大法院での判決が確定し、ILDONGの商標侵害

が認められた。その後、2023年の損害賠償訴訟の1審で5億ウォンの損害賠償額も認められた。

しかし、ILDONG側はこれを不服として控訴し、2023年末の時点でもSNSやオンライン上では、依然として消費者が侵害商標を確認することができた。

控訴審と共に困難な法廷争いが続き、その間に被害を受けたimealは廃業直前に追い込まれた。

こうした中で2024年9月26日、特許法院(第25部)控訴審における判断が出された。

■控訴審もimealの勝訴、「懲罰的損害賠償」が認められる

控訴審の判決文では、上記のような事情が反映され「懲罰的損害賠償」まで認められたことが分かる。

まず、控訴審の裁判部は、「原告は被告と同種の営業をしていると見られるため、特別な事情がない限り商標権侵害により営業上の損害を被ったことが事実上推定される」とし、商標権侵害を認め、損害賠償の責任が発生する点も認めた。

特に、「侵害であることを知りながらも商標侵害をしてきた期間」に対しては、2倍の懲罰的損害賠償額を認めたことから、ILDONGが登録した「アイミル」の商標が無効と確定した2021年6月12日を基点に、その後発生した侵害に対しては、「故意的な侵害」として2倍の損害が認められた。

合計7億ウォンの損害賠償額＝[5億ウォン]＋[1億ウォン×2(懲罰的損害賠償)]

*2021. 6. 12/ILDONG foodisの登録商標「アイミル」の無効判決、大法院で確定

5億ウォン=商標侵害開始(2018年1月)～無効確定日(2021年6月12日)までの損害額を認定

1億ウォン=無効確定日(2021. 6. 12)～追加の侵害日(2023. 12. 31)までの損害額を認定

また、裁判部は「被告(ILDONG)は、毎年1,000億ウォン(約110億円)以上の売上がある食品業界でよく知られたトップランナー企業であり、食品業界に占める位置と蓄積された資本力を基にオンラインの検索語「アイミル」を容易に掌握し、原告(imeal)の事業機会を封鎖することができた」と明らかにした。

裁判部は、商標無効確定日以後もSNS上での侵害商標の広告を削除しなかった点などに言及し、「被告の被害救済の努力が十分だったとは言い難い」とも加えた。

■ 国政監査出席を控え劇的な合意…判決の意味は？

これら困難な問題に関して、国会でもILDONGのイ・ジュンス代表とimealのキム・ヘヨン代表が国政監査の証人として採択された。

当初、2024年10月8日に証人の出席が予定されていたが、その前日の10月7日、双方は訴訟・紛争を終結する履行合意書を締結した。

合意書には、▲ILDONGからの謝罪▲損害賠償金約7億9,600万ウォン(約8,800万円)の即時支払い▲追加賠償金2億ウォン(約2,200万円)の即時支払い▲上告放棄など、といった内容が含まれていると伝えられている。

合意を通じて7年に渡った法的紛争は終結したが、今回の特許法院の2審判決は堀り下げる価値がある。

2020年の商標侵害に関連して新設された懲罰的損害賠償の根拠規定によると、損害額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる。

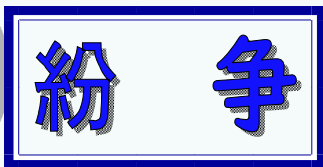
〔商標法第110条(損害額の推定等)/ 第7項〕

法院は、故意に商標権者または専用使用権者の登録商標と同一・類似の商標をその指定商品と同一・類似の商品に使用して商標権または専用使用権を侵害した者に対して、第109条にもかかわらず第1項から第6項までの規定により**損害と認められた金額の3倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。**

しかし、通常1億～2億ウォン程度に損害額が策定されていた既存の商標権侵害判例に比べて、多少高額な損害額が認められたことに加え、懲罰的損害賠償の適用も2倍まで広く認められたという点で意味のある判例が出されたというわけだ。

今回の判決は、小さな企業であっても、その商標権に対する財産的価値が認められるという点が確実に示されている。

特に、悪意のある侵害に対しては、法院が懲罰的損害賠償を幅広く認め、被害を受けた中小企業の実質的な被害の復旧にある程度寄与したという点で、似たような困難に陥っている他の中小企業にとっても力になる判例である。



**COWAY「氷(製氷機付き)浄水器の
知的財産権侵害」…相次ぐ法的対応**

Kyowon Wellsに販売差止め及び損害賠償訴訟

Cuckoo Homesys、ChungHo Naisにも警告状発送

COWAYが、自社の「アイコン氷浄水器」の知的財産権保護のために、Kyowon Wellsの「アイスワン氷浄水器」に対し、販売差止め及び損害賠償請求訴訟を提起し、Cuckoo Homesys及びChungHo Naisには警告状を送付したことを明らかにした。

COWAYは、2022年6月に製品のサイズを大幅に縮小し、角張った形状を強調してデザインした「アイコン氷浄水器」を発売した。当該製品に対するデザイン権は2022年3月に出願し、特許庁の審査を経て2023年2月に登録完了した。

当該製品に対するデザイン権は2022年3月に登録完了した。

Kyowon Wellsの「アイスワン氷浄水器」は、2024年4月に発売されたが、COWAYはKyowon Wellsの当該製品が自社製品と外観及び主要技術の特徴が類似していると判断し、6月にKyowon Wells側に「侵害差止め要求の内容証明」を送付した。しかし、Kyowon Wellsからは「侵害の事実は認められない」という回答だった。

これを受けて、COWAYは、Kyowon Wells「アイスワン氷浄水器」の▲上下部分の角張った二つの直方体が結合した形態▲それぞれの角の長さ▲前面部のボタン及びディスプレイの配置▲サテンガラス風の前面部の仕上げ等のデザイン要素が、自社の「アイコン氷浄水器」と類似していると見て、デザイン侵害及び不正競争防止法上の不正競争行為に該当すると判断し、今回の訴訟を提起した。訴訟の主な内容は、▲デザイン権侵害差止め▲不正競争行為差止め▲特許権侵害差止めである。

また、Kyowon Wells「アイスワン氷浄水器」が、COWAYのコーク構造関連特許及び水抽出制御関連特許等の複数の登録特許権も侵害していると判断した。

COWAYは最近、Kyowon Wellsだけでなく他の後発業者に対しても自社の知的財産権保護のために積極的に乗り出しており、3月にChungHo Naisの「ラブリーツリー」、8月にCuckoo Homesysの「ゼロ100スリム氷浄水器」、

9月にChungHo Naisの「アイスツリー」に対してそれぞれデザイン及び特許権侵害を理由に警告状を発送した。

COWAYのIPチーム長は、「これまで業界のトップ企業として知的財産権の紛争を自制してきたが、公正な競争価値が広まり市場が成長するよう、今回の訴訟を提起することにし



た。知的財産権を保護することは、企業の存続のみならず産業分野全体の健全な発展にとって必要不可欠であるため、今後も無分別な知的財産権の侵害に対しては、断固たる態度で対応する」と語った。

ピングレ、メロナ・メロンバーの 剽窃民事訴訟で敗訴…控訴状提出

株式会社ピングレ(Binggrae、以下『ピングレ』)は、自社のアイスクリーム「メロナ」のパッケージを剽窃したとして、ライバル会社の株式会社ソジュ(SEOJU、以下『ソジュ』)を相手取り訴訟を起こした

ものの敗訴した。ピングレは不服を申し立て控訴状を提出した。

ピングレは2024年9月30日、ソジュを相手取り提起した不正競争行為差止め請求訴訟の1審で敗訴し、控訴を決めたことを明らかにした。ピングレは果物、アイスクリーム等で形成されたパッケージの総合的なイメージは、自社の成果という立場を重ねて強調した。

ピングレは、1992年からメロン味のアイスクリーム「メロナ」を販売し、ソジュは、2014年にメロナのパッケージと類似したメロン味のアイスクリーム「メロンバー」発売した。

ピングレは、ソジュが「メロナ」のデザインを剽窃したという問題を提起してきたが、2023年、民事訴訟を起こした。ピングレはソジュの「メロンバー」のパッケージについて、▲両端は濃い緑色だが中央は薄い色である点▲左右にメロンの写真を配置した点▲四角いフォントがメロナのパッケージと似ている点、が問題であるとし、パッケージの使用差止め及び廃棄も要求した。



ピングレのメロナ(上)、ソジュのメロンバー(下)

ピングレ側は、「製品名ではなくパッケージ自体に識別力があり、個別の要素を結合した総合的なパッケージのイメージが出所表示として機能する」とし、「ピングレはかかるイメージを積み上げるために、質的にも量的にも非常に多くの努力と時間を費やしてきた」と説明した。

さらに、「実際の製品のパッケージに製品名が記載されているにも関わらず、消費者の混同を招いたケースが数多く確認された。本事件のようにパッケージのトータルイメージが保護されなければ、アイスクリームのパッケージという限定された形態を考慮した時、保護されるパッケージは殆ど存在しないはず」と指摘した。

これに対して、9月6日に法院は、ピングレがソジュを相手取り提起した訴訟で原告敗訴の判決を下した。

法院は、メロナのパッケージに対して「需要者に特定の出所の商品を連想させるほど差別的な特徴があるとは見難い。商品のパッケージに使える色は、商品の種類によってある程度限定されているので、色を自由に選択できることが原則である」と判示した。

また、ピングレがソジュと法廷攻防を行ったことに対して、「果物を素材にした製品において、その果物が有する本来の色は、誰でも使う必要があり、ピングレのパッケージは、法律上保護する価値がある利益に該当するとはいえない」と加えた。



韓国全体の特許出願件数は、2020年の22万6,759件から2023年の24万3,310件へと約1万7,000件増加したが、女性及び学生の出願件数はむしろ減少したことが分かった。

10月1日、特許庁から国民の力のソ・イルジュン議員に提出された「最近5年間の特許出願現況」によると、女性の特許出願件数は、2020年の7,366件から2023年の6,562件へと10.9%減少し、学生の特許出願件数は、

同期間で2,013件から1,635件と18.7%減少したことが確認された。女性及び学生の特許出願件数は、4年間で計1,182件減っている。

特に2024年（8月末基準）は、女性3,819件、学生949件で、年末までの期間を考慮しても例年に比べて出願件数が少ない。

一方、出願した権利が登録されることを基準とした「最近5年間の権利別特許登録現況」によると、女性及び学生は、商標、デザイン登録は増加しているが、特許と実用新案の登録は減少傾向にあることが分かった。

女性の特許登録件数は、2020年の2,798件から2023年の2,492件へと306件減少、学生の特許登録は、同時期で303件から205件と98件減少し、女性及び学生の特許登録現況は、計404件減っている。

2024年（8月末基準）の特許登録現況の集計を見ると、女性は1,433件、学生は132件であった。

女性の実用新案登録件数は、2020年の164件から2023年の100件へと64件減少、学生の実用新案登録件数は、同時期で17件から10件と7件減少している。

2024年（8月末基準）の実用新案登録件数は、女性が62件、学生が8件である。

ソ議員は、「特許出願件数全体としては4年間増加し続けているが、女性及び学生の出願件数はむしろ減少している。女性と学生の創意的なアイデアが、権利出願や登録につながるよう活性化される制度的な方案作りが急がれる実情だ」と語った。



最新技術

ガソリン車のように電気自動車を3分台で 充電

電気自動車の充電時間が3分台に短縮される技術が開発された。

光州科学技術院は、機械ロボット工学部のイ・スンヒョン教授の研究チームが、高性能電気自動車のバッテリー充電時間(100kWh級バッテリー80%充電基準)を内燃機関車両の給油時間である3分20秒以内に短縮できる充電ケーブル冷却技術を開発したことを明らかにした。

これまで、電気自動車は急速充電でも30分以上かかっていた。充電ケーブルの絶縁被覆が熱をうまく伝達できず、内部の熱を外部に放出するのに限界があったものの、効果的に冷却する技術が開発できずにいたからだ。

イ教授の研究チームは、過冷却沸騰流動を利用して充電ケーブルの表面に気泡の生成を促進し、効率的に冷却する方法を見出した。これにより、過熱や故障が防止できるというものだ。過冷却沸騰流動は、冷却液が沸点以下で蒸気になって熱伝達(冷却)が効率的に行われ、表面温度が一定に維持される現象だ。

研究チームは、7mの常用充電器のケーブルに対する予測の結果、800Vdc(直流ボルト)の電気自動車のバッテリーを基準として、1440kW(1800A)級の充電が可能という結論を出した。これは現在、世界で最も早い640kW(800A)級の急速充電器よりも2倍以上早い速度だ。なお、ケーブルの表面温度は80度以下に維持されていた。研究チームは、バッテリーの容量が少ない程、充電時間は短縮できると説明した。

イ教授は、「今回の研究成果により、電気自動車の充電時間が大幅に短縮できる技術的土台ができたことで、電気自動車の使用における利便性が画期的に向上すると期待している」と語った。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータプログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel : +82-2-548-1609

Fax : +82-2-548-9555, 511-3405

E-mail : haandha@haandha.com

Website : <http://haandha.com>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)

Tel : +82-2-3443-8434

Fax : +82-2-3443-8436

E-mail : st@stpat.co.kr